

鎌国協第3号
令和2年(2020年)5月22日

鎌倉市国民健康保険運営協議会委員 各位

鎌倉市国民健康保険運営協議会
会長 酒井 捷允

令和2年度第1回鎌倉市国民健康保険運営協議会 書面決議の結果について

令和2年度第1回鎌倉市国民健康保険運営協議会につきましては、書面開催とし、議題1につきまして令和2年5月19日必着で書面決議書をご提出いただきました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

また、いただきました「その他、ご意見」につきましては、市の考え方をご回答させていただきます。

- 1 書面開催日 令和2年5月19日(火)
- 2 委員 酒井 捷允、石井 正夫、栗山 翔一、高井 久雄、中村 隆義、
千代 美和子、山口 泰、倉岡 隆、島田 博、山内 由光、
金林 茂、佐々木 つぐ巳、矢澤 基一、梅澤 秀子、渡邊 和代、
阿部 美弥子 以上16名
- 3 開催結果
議題1 令和2年度国民健康保険料率(案)について
了承する。 16票
了承しない。 0票
議案1について、原案のとおり総員の了承を得ました。

「その他、ご意見」及びご意見等に係る市の考え方について

その他、ご意見	市の考え方
<p>島田委員</p> <p>コロナの影響での保険料減について、国からの支援を望めるのか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小等により収入減となられた方等について、国の通達等に基づき昨年より収入が3割以上減少する、世帯全員の収入が1,000万円以下等要件はありますが、令和2年2月1日以降に納期限が設定されている国民健康保険料の減免を行います。6月中旬に予定しています賦課決定までに制度をご案内できるよう準備を進めています。</p> <p>減免を行った保険料額については、国から10割の給付を受けることになっています。</p>
<p>矢澤委員</p> <p>収納率が94%となっているが、未納者に対する督促方法はどうか。時効はあるのか。</p> <p>未納者が医療機関を受診した場合の対応について</p>	<p>未納保険料の督促については、法に基づく督促、随時必要に応じた催告及び保険証更新時をとらえた納付相談等により滞納の解消を目指しています。また、法に基づく滞納処分の実施や長期滞納の場合は、債権管理課に移管し対応しています。</p> <p>時効は、法により2年と定められています。</p> <p>一定以上の滞納をされている被保険者に対しては、来庁していただき、納付相談を行ったうえで保険証を交付していますので、受診に影響はありません。法的には、保険証の交付を停止し、それに代わる資格者証を交付することが認められています。</p>

<p>新型コロナウイルスにより事業収入が大幅に減少した場合の減免措置はあるのか。</p>	<p>これまでも、失業・被災等を対象とした減免を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小等により収入減となられた方等について、国の通達等に基づき昨年より収入が3割以上減少する、世帯全員の収入が1,000万円以下等要件はありますが、令和2年2月1日以降に納期限が設定されている国民健康保険料の減免を行います。6月中旬に予定しています賦課決定までに制度をご案内できるよう準備を進めています。</p>
<p>阿部委員</p> <p>コロナの影響などで、対応に通常より時間がかかってしまう時期ですし、もう少し資料を確認する時間が欲しかったです。</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、資料をお送りしてから決議までの期間が極めて短く申し訳ありません。</p> <p>毎年度、5月末に保険料率等の告示を行うため5月21日頃までには運営協議会の決議をいただいております。新型コロナの影響により文書開催とした場合、郵便事情等を勘案し5月11日頃にはお送りすべきところでしたが、料率を検討するための調整に時間がかかってしまい、ご審議いただくべき時間を十分にとることができませんでした。</p> <p>今後、書面会議を開催する場合には改善してまいります。</p>